

## 排出基準値

- ◎ボイラー 伝熱面積が $10\text{m}^2$ 以上、又はバーナーの燃焼能力が $50\text{L/h}$ (重油換算)以上。
- ◎小型ボイラー 伝熱面積が $10\text{m}^2$ 未満でバーナーの燃焼能力が $50\text{L/h}$ (重油換算)以上。
- ◎廃棄物焼却炉 火格子面積が $2\text{m}^2$ 以上、又は燃焼能力が $200\text{kg/h}$ 以上。

### ◇ばいじんの排出基準

施設名	燃焼能力・規模	基準値			
		H10. 6. 30までに設置		H10. 7. 1以降設置	
廃棄物焼却炉	( $\text{t/h}$ )	( $\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )	0n	( $\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ )	0n
	4以上	0.08	12	0.04	12
	2~4	0.15	12	0.08	12
	2未満	0.25	12	0.15	12
ガス専焼ボイラー	( $\text{万m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ )	S57. 5. 31以前に設置		S57. 6. 1以降設置	
	4以上	0.05	5	0.05	5
	4未満	0.10	5	0.10	5
液体専焼並びにガスまたは液体混焼ボイラー	20以上	0.07	4	0.05	4
	4~20	0.18	4	0.15	4
	1~4	0.25	4	0.25	4
	1未満	0.30	0s	0.30	0s
小型ボイラー※1		S60. 9. 10~H2. 9. 9に設置		H2. 9. 10以降設置	
		0.50	種類別の0s	種類別の最小規模への適用基準	種類別の0s

### ◇窒素酸化物排出基準

施設名	燃焼能力・規模	基準値			
		S54. 8. 10以降設置			
廃棄物焼却炉	(連続炉)	( $\text{万m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ )	(ppm)	0n	
		4以上	250	12	
	4未満	250	12		
	(連続炉以外)	4以上	S52. 6. 18以降設置		
		250	12		
ガス専焼ボイラー	(連続炉)	( $\text{万m}^3_{\text{N}}/\text{h}$ )	(ppm)	0n	
		50以上	60	5	
	4~50	100	5		
	1~4	130	5		
	1未満	150	5		
液体燃焼ボイラー	50	130	4		
	1~50	150	4		
	1未満	180	4		
小型液体燃焼ボイラー※1		S62. 4. 1~H2. 9. 9に設置		H2. 9. 9以降設置	
		350	4	260	4

※1 ガス、軽質液体燃料(灯油、軽油又はA重油)を使用する施設については当分の間適用しない。  
(注) その他、施設・規模・設置年月日等により、排出基準値が定められております。